

議案第 91 号

ひたちなか市第4次総合計画基本構想について

ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第2条の規定に基づき、ひたちなか市第4次総合計画基本構想を別冊のとおり定めるものとする。

令和7年12月4日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

# ひたちなか市第4次総合計画 基本構想

令和7年12月  
ひたちなか市

## 第1編 序論

---

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 策定の趣旨         | 2  |
| 2 第4次総合計画の構成と期間 | 3  |
| 3 策定の背景         | 3  |
| (1) 時代の潮流       | 3  |
| (2) 市の概況        | 5  |
| (3) 市民意識        | 14 |

## 第2編 市民とともに歩んだ将来都市像の策定プロセス

---

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 将来都市像の策定に向けた歩み  | 21 |
| 2 市民視点の『理想の暮らしの姿』 | 21 |
| 3 行政視点の『目指すまちの姿』  | 23 |

## 第3編 基本構想

---

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 将来都市像         | 26 |
| 2 まちづくりの基本的な考え方 | 26 |
| 「価値をつなぐまちづくり」   | 26 |
| 「未来につづくまちづくり」   | 27 |
| 「変化をのりこなすまちづくり」 | 27 |
| 「ともにつくるまちづくり」   | 28 |
| 3 土地利用の考え方      | 28 |

# 第 1 編 序論

## 1 策定の趣旨

---

本市では、平成6年 11月に勝田市と那珂湊市との合併により誕生して以来、3次にわたり総合計画を策定し、市政を推進してきました。

平成27年度に策定した第3次総合計画では、「世界とふれあう自立協働都市～豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる元気あふれるまち～」を目指すべき都市像に掲げ、その実現に向けて、市の最高規範である「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」に規定されている6つの分野を基本として体系化した施策の大綱を軸にまちづくりを推進してきました。同計画は令和7年度で計画期間の満了を迎ますが、最大目標である「人口15万人の維持」は達成できる見込みであり、これまで積み重ねてきたまちづくりは着実に成果につながっています。

日本社会を取り巻く状況を見ると、少子高齢化と人口減少が一層深刻化し、労働力の低下や地域の担い手不足が懸念されています。加えて、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、社会のニーズや課題も多様化・複雑化しています。

本市においても、今後、総人口及び生産年齢人口(15歳～64歳)が本格的な減少局面を迎ることが見込まれるほか、社会の変化に伴い市民ニーズや地域課題が一層多様化・複雑化していくことが予想されています。

こうした状況に対応するため、市では、市民との協働のまちづくりを一層推進していくことで課題への対応力を高め、持続可能なまちづくりを推進していきたいと考えています。

第4次総合計画の策定にあたっては、市民とともに将来都市像を描き、その実現に向けてともに取り組んでいく計画とするため、これまでの総合企画審議会やまちづくり市民会議、市政懇談会、パブリック・コメント、市議会などを通じた多角的な意見聴取に加え、新たな試みとして市民参画型のワークショップ「ひたちなか未来デザイン会議」を全10回にわたり実施しました。これらの取組を通じて、若者から高齢者まで幅広い世代の多様な声に耳を傾け、まちの未来について対話を重ねてきた結果、「このまちの未来を、自分たちの手でつくっていく」という共感と参加の輪が着実に広がりつつあると考えています。

本計画は、大きな時代の潮流と本市の現状を踏まえ、将来の目指すべき都市像とこれを実現するための基本的な方向性を明らかにするとともに、市民と行政が一体となってまちづくりを推進するための最上位の指針であり、市政運営にかかる各部門の計画や事業などの基本になるものです。

## 2 第4次総合計画の構成と期間

---

第4次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

### ○基本構想

基本構想は、長期的視点に立って、将来都市像やこれを実現するためのまちづくりの基本的な考え方などを定めるものです。

構想期間は、少子高齢化や人口減少、デジタル技術の発展など、社会の急速な変化に柔軟に対応するため、第3次総合計画までは10年間としていましたが8年間に短縮します。

### ○基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために取り組む施策の体系を定めるものです。

この計画は、前期計画と後期計画の2つに区分するものとし、計画期間をそれぞれ4年間とします。

### ○実施計画

実施計画は、基本計画に定める施策を計画的かつ効果的に実施するための具体的な事業計画を定め、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、進行管理を行うものです。

ローリング方式により、毎年度、評価・見直しを行います。

## 3 策定の背景

---

### (1)時代の潮流

#### ①少子高齢化と人口減少の進行

・全国的な少子高齢化と人口減少の進行は、経済・社会保障・地域社会の持続可能性など、社会全体に大きな影響を与える深刻な課題であり、今後その影響はますます拡大することが予想されています。

・国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口(令和5年推計)」によると、総人口は、令和2年(2020年)の約1億2,615万人から、令和52年(2070年)には約8,700万人に減少すると推計されています。また、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、令和2年の28.6%から令和52年には38.7%に上昇すると推計されています。

## ②デジタル技術の急速な発展

- ・デジタル技術の発展は目覚ましく、現代社会に大きな変革をもたらしています。あらゆるモノがインターネットにつながる IoT(Internet of Things)の実用化が進んでおり、スマートシティの実現への期待が高まっています。
- ・世界的に注目されている生成 AI は、大量の情報を迅速に分析・整理し、その学習内容をもとに文章や画像、音声などを自動的につくり出す技術であり、仕事の効率化や新しいアイデアづくりを助け、行政・教育・医療といった分野での新たな可能性を切り拓き始めています。一方で、情報の信頼性や倫理面への配慮など、新たな課題への対応も求められています。

## ③個人の価値観やライフスタイルの多様化と社会の多様化・複雑化

- ・家族形態や就労環境の変化、グローバル化の進展、デジタル技術の革新、さらには新型コロナウイルス感染症の流行などを背景に、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。
- ・多様な文化、価値観、背景を持つ人々がともに生活し、働く機会が増えしていくなかで、社会のニーズや課題も多様化・複雑化しています。

## ④地域コミュニティの活力低下への懸念

- ・少子高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化といった社会の変化により、地域のつながりが希薄化したことから、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。
- ・自治会などの地縁団体の加入率は減少が続いている、さらに、役員の担い手不足や、特定の個人に負担が集中するなどの課題が見られます。一方で、目的や関心によってつながるコミュニティ活動は活発化しています。さらに、インターネット社会の進展に伴い、SNS をはじめとする地域を越えたオンライン上でのコミュニティ活動は広がりを見せています。

## ⑤安全・安心に対する意識の高まり

- ・近年、全国各地で局地的な集中豪雨や大型台風の発生による土砂災害や河川の氾濫、さらには大規模な地震などの自然災害が発生し、地域の暮らしやインフラに大きな影響を及ぼしています。また、パンデミックや世界各地で起こる紛争など、新たな脅威も発生しています。こうした背景のもと、日常生活における安全・安心への意識が高まっています。

## ⑥環境に対する意識の高まり

- ・近年、地球温暖化や気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇といった環境問題が深刻化し、持続可能性(サステナビリティ)の重要性が広く認識されるようになっています。こうした流れ

を受け、国際社会で掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)の理念は広く浸透し、環境に配慮した暮らしや消費行動が重視されるなど、次世代へ良好な環境を引き継ごうとする意識が高まっています。

## (2)市の概況

### ①地理

- ・東京から約 110 km の距離にあり、中心は東経 140°32' 北緯 36°24' で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13 km、南北約 11 km で 101.02 km<sup>2</sup> の面積を有しています。
- ・西は常磐自動車道の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約 13 km の海岸線が続いています。
- ・市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔 7m 前後の低地地区と、阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜した海拔 30m 前後で起伏の少ない那珂台地と呼ばれる台地地区とに分けられます。
- ・気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、台風などによる自然災害も比較的少なく、令和 2 年度から 5 年間の年間平均気温は 15.5 度、年間平均降水量は 1,383 mm で、降雪はほとんどありません。
- ・JR 常磐線が市内を縦断し、JR 常磐線勝田駅からは上野駅、東京駅、品川駅まで乗り換えなしで行ける環境が整っており、東京駅までは約 80 分でアクセス可能です。また、平成 20 年 4 月に第三セクターとして開業したひたちなか海浜鉄道湊線が勝田駅から那珂湊駅を経由して、阿字ヶ浦駅までを結んでいます。
- ・北関東自動車道や常陸那珂有料道路をはじめとした広域幹線道路網に加えて、国道 6 号や 245 号が都市間を結ぶ主要幹線道路として機能しています。

### ②歴史

- ・平成 6 年 11 月、ものづくりなどの製造業を基幹産業として発展してきた勝田市と漁業や水産加工などの水産業を基幹産業として発展してきた那珂湊市が合併し、「ひたちなか市」が誕生しました。
- ・市の誕生後、新たなまちづくりが求められるなか、平成 7 年に市民同士の連帯と協調を図るために、市民公募を経て「ひたちなか市市民憲章」が制定されました。さらに、平成 22 年には地方分権の進展や市民活動の広がりを踏まえ、市民参画と協働の仕組みを整えるため、市民が素案を手がけた「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」が制定され、市民・議会・行政が適

切に役割を担いながら、協働のまちづくりが推進されてきました。

- ・ひたちなか地区においては、東水戸道路及び常陸那珂有料道路が全線開通し、常陸那珂港区中央ふ頭地区や常陸那珂工業団地拡張地区など産業基盤の整備が進められています。
- ・市街地においては、土地区画整理事業や河川及び雨水幹線整備事業が進められるとともに、勝田駅東口の再開発や佐和駅の駅舎及び駅前広場整備、コミュニティバスの導入、ひたちなか海浜鉄道湊線の再生などが進められました。
- ・教育・文化の面においては、阿字ヶ浦・磯崎・平磯地区の小中学校5校を統合した、本市初の義務教育学校「ひたちなか市立美乃浜学園」が開校しました。また、令和6年に虎塚古墳が国指定50周年を迎える十五郎穴横穴群が新たに国指定を受けるなど、本市の貴重な文化資源の保存と継承が進められました。
- ・こうした歩みを経て、令和6年11月には市誕生30周年を迎え、多くの市民とともにさまざまな記念事業が開催され、年間を通じて祝祭感に溢れました。

### ③産業

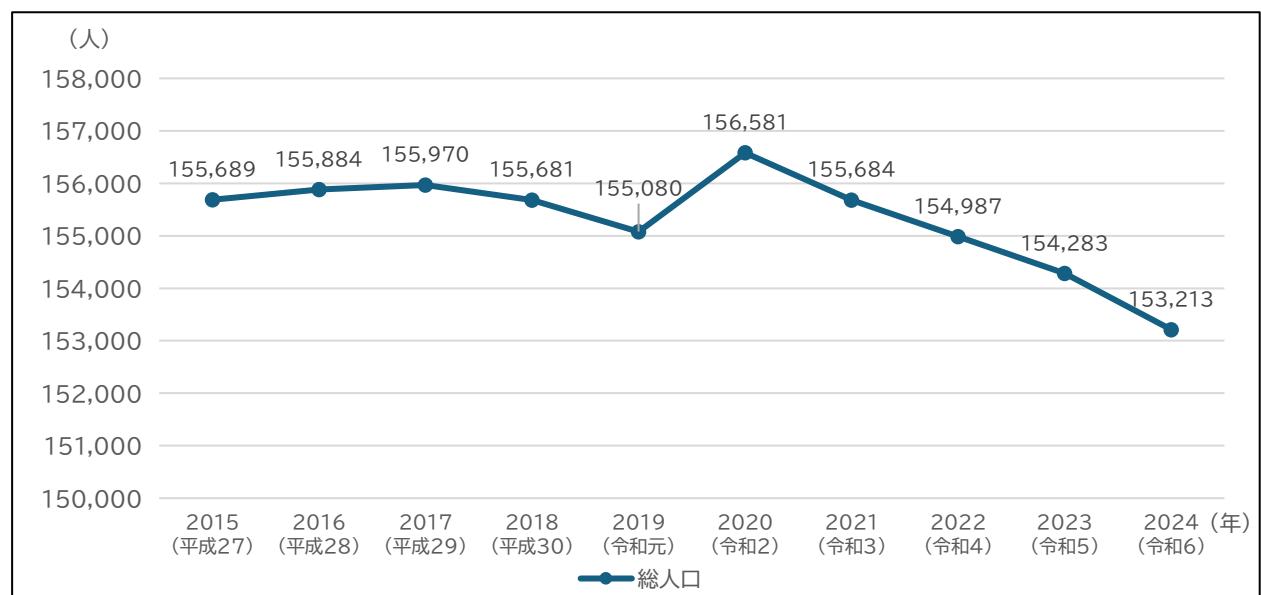
- ・これまで勝田地域では、電機、機械、精密機器、紙製品などの製造業を、那珂湊地域は漁業や水産加工などの水産業を基幹産業として発展してきました。これらの既存産業に加え、高速道路や港湾と近接し、多くの企業が立地するひたちなか地区の常陸那珂工業団地では、半導体や次世代自動車などの先端産業の誘致に向け、茨城県による工業団地拡張地区の整備が進められており、今後も県内有数の産業拠点として発展していくことが期待されています。
- ・1,182haに及ぶひたちなか地区の中核施設である重要港湾「茨城港常陸那珂港区」の中央ふ頭は平成18年に一部供用開始されて以降、着々と整備が進み、完成自動車や建設機械の輸出拠点として取扱貨物量が堅調に推移しています。さらに令和12年度の完成に向けて水深14m岸壁の整備が進められるなど、北関東の物流の拠点として一層の発展が期待されています。
- ・市内には2つの漁港があり、多種多様な漁法による漁業が年間を通して営まれる、近海沿岸漁業の基地となっています。農業では、ほしいもが特産品となっており、日本一の生産量を誇っています。商業面では、広域的な商圈を有する大型商業施設と地元の小規模店舗や個人商店が市民の暮らしを支えています。また、観光面では、国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場などの観光施設にインバウンドを含む多くの観光客が訪れ、令和5年及び6年には茨城県内で観光入込客数1位を記録するなど、茨城県を代表する観光地となっています。

## ④人口・世帯

### ○総人口の推移

ひたちなか市の総人口は平成 27 年から令和元年にかけてほぼ横ばいで推移し、令和2年の国勢調査では一時的な増加が見られましたが、その後は減少が続いています。

【総人口の推移】

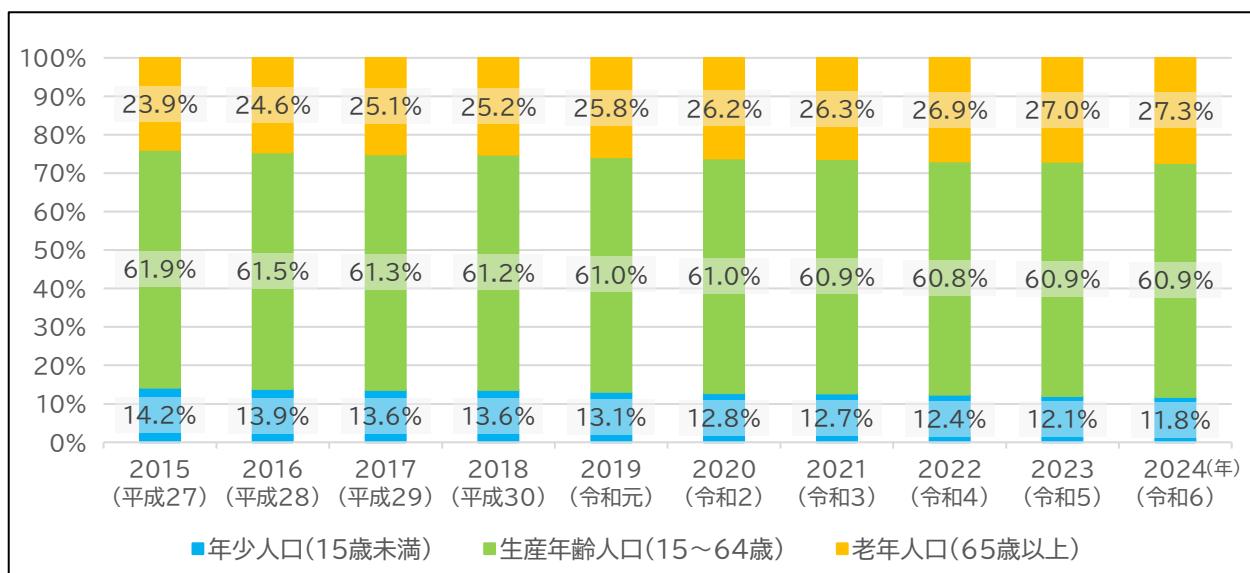


(出典:国勢調査[2015年、2020年]、茨城県常住人口調査(各年10月1日現在))

## ○年齢3区分別人口構成比の推移

ひたちなか市の年少人口(15歳未満)の構成比は年々減少しており、対照的に老人人口(65歳以上)の構成比は年々増加しています。生産年齢人口(15歳～64歳)の構成比は微減傾向であり、近年は約61%前後で推移しています。

【年齢3区分別人口構成比の推移】

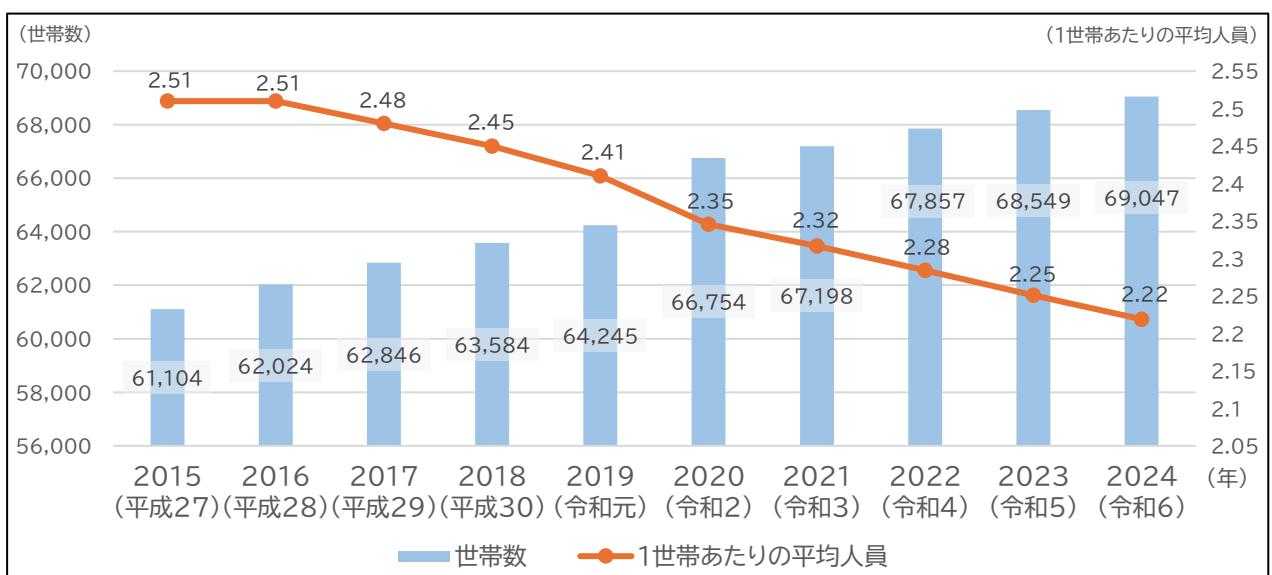


(出典:国勢調査、茨城県常住人口調査)

## ○世帯状況の推移

ひたちなか市では総人口が減少する一方で、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの平均人員は減少が続いている。

【世帯状況の推移】

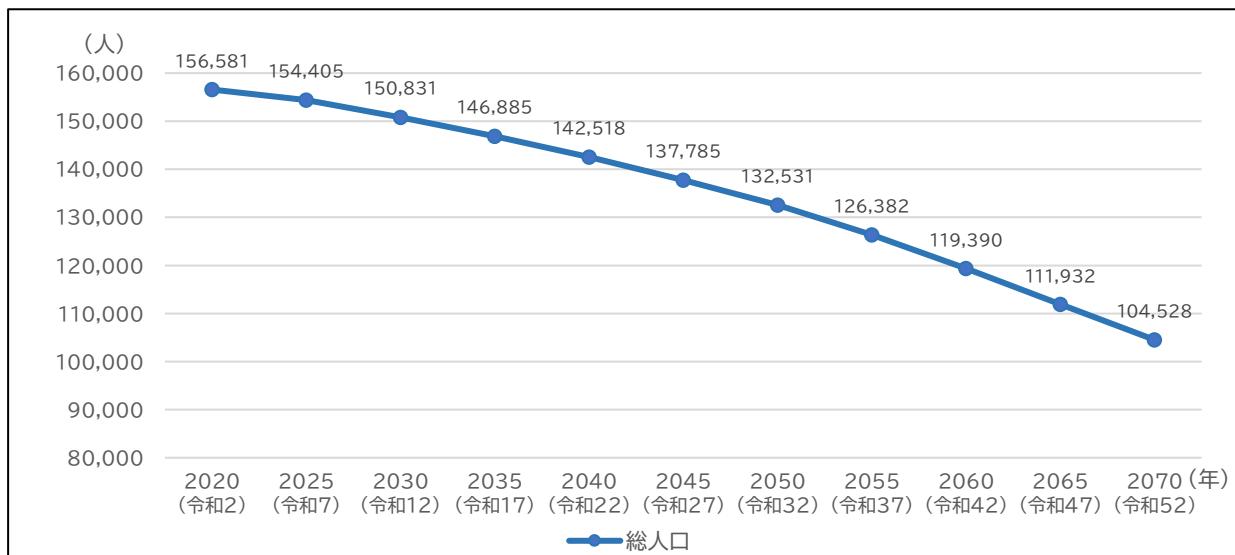


(出典:常住人口調査、市民課)

## ○人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の公表資料を用いた推計によると、ひたちなか市の人口は年々減少し、令和 52 年には 104,528 人となり、令和 2 年と比べて 52,053 人減少する見込みです。

【人口推計】



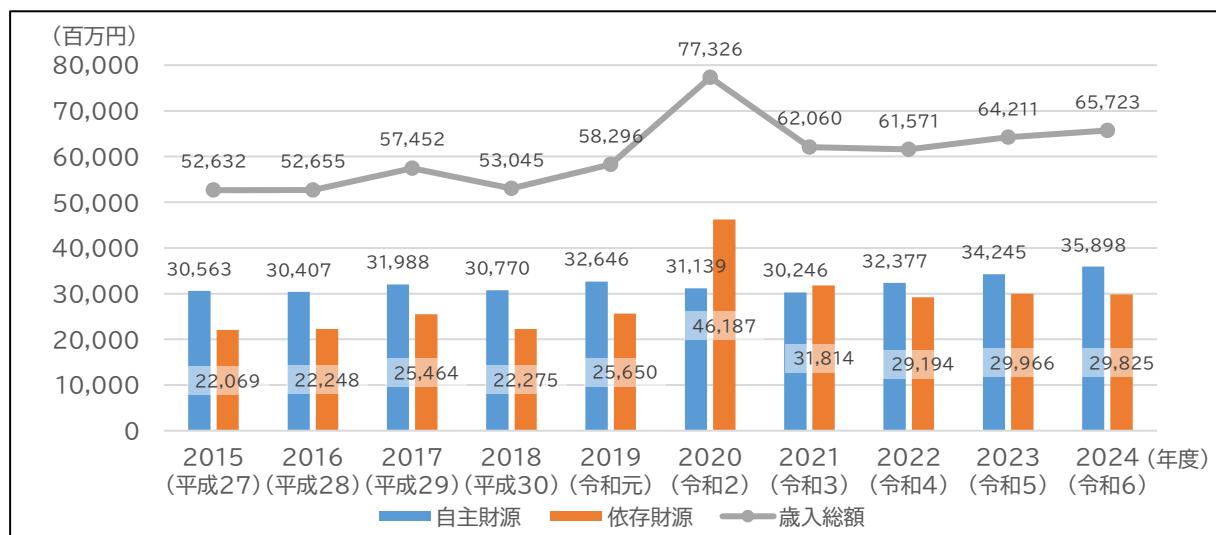
(出展: 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成)

## ⑤財政

### ○自主財源・依存財源と歳入総額の推移

歳入では、市税などの自主財源が新型コロナウイルス感染症の影響で一旦落ち込みを見せましたが、令和3年度以降、社会経済活動の回復などにより増加に転じており、歳入全体としては600億円台で推移しています。

【自主財源・依存財源と歳入総額の推移】



(出典:決算統括調書(決算説明資料1))

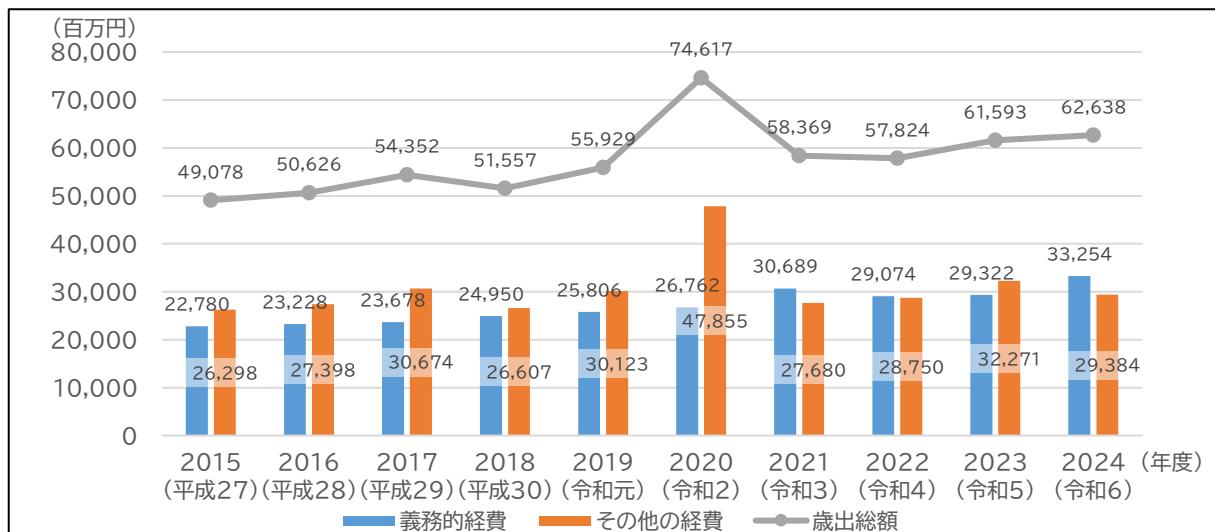
※自主財源:市が自主的に調達できる収入(市税や保育料、ごみ処理手数料など)

※依存財源:国や県から交付または割り当てられる収入(補助金や交付金など)

## ○義務的経費・その他の経費と歳出総額の推移

歳出では、全国的な傾向と同様、社会福祉や社会保障に要する経費である扶助費の増加が続いており、義務的経費が増加傾向にあります。

【義務的経費・その他の経費と歳出総額の推移】



(出典:決算統括調書(決算説明資料1))

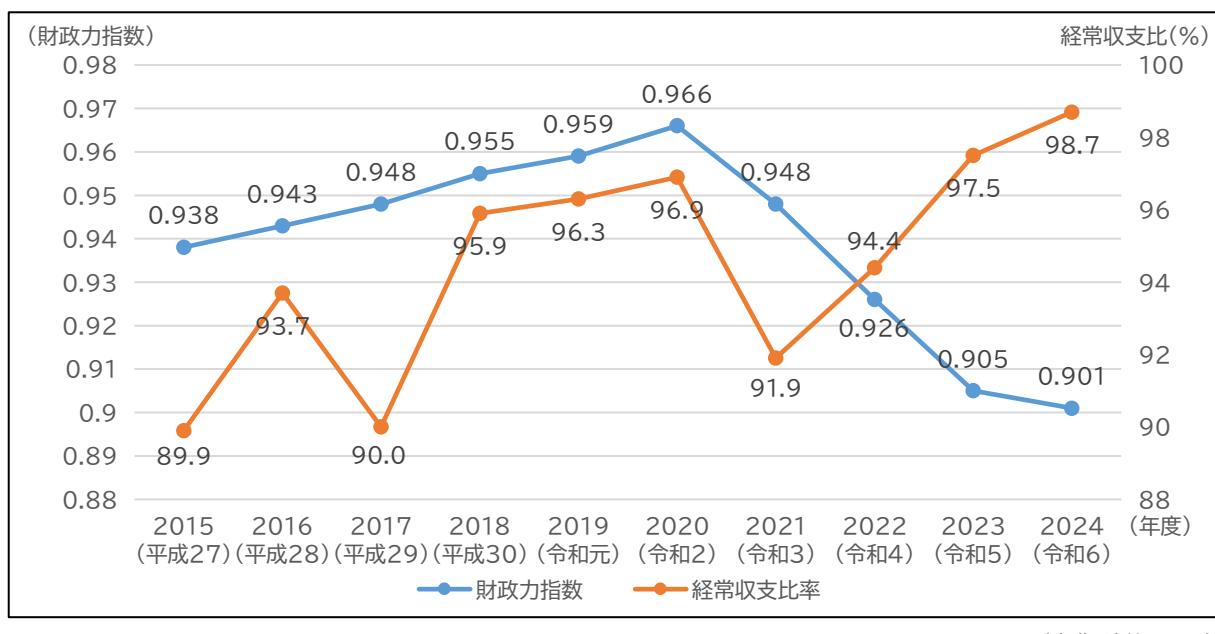
※義務的経費:人件費、扶助費(社会福祉や社会保障に要する経費)、公債費(市債(借入金)を返済するための経費)など、支出が義務付けられている経費

## ○財政力指数・経常収支比率の推移

財政の豊かさを示す財政力指数は、令和2年度以降減少に転じていますが、令和6年度における県内44市町村の平均財政力指数(0.670)と比べて高い数値となっています。

財政の硬直度を示す経常収支比率は、収入が伸びているものの、物価高騰などの影響により支出の伸びが大きいことから上昇傾向にあります。

【財政力指数・経常収支比率の推移】



(出典:決算カード)

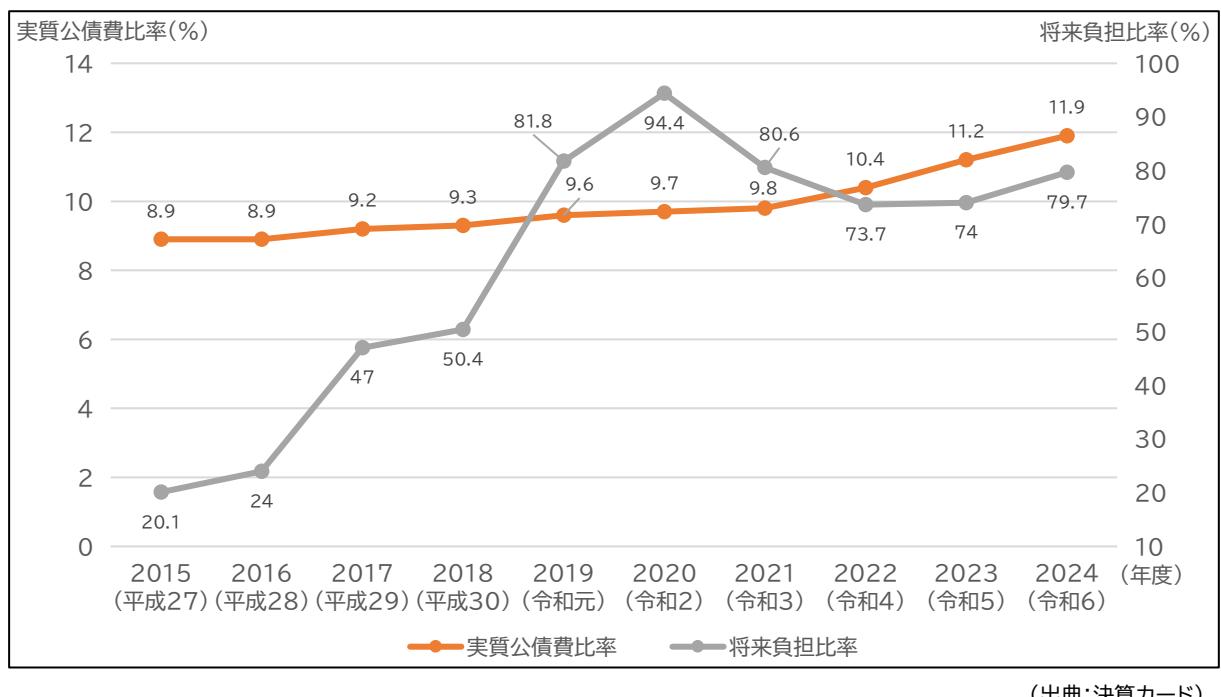
※財政力指数:標準的な行政活動に必要な財源の自力での調達力を示します。

※経常収支比率:毎年度固定的に支出される経費が、毎年度安定的に確保される収入に対してどれくらいになっているかを示します。

## ○実質公債費比率と将来負担比率の推移

実質公債費比率と将来負担比率は、ともに河川及び雨水幹線整備などの大型事業の実施により上昇傾向にありますが、どちらも基準値以下であり、健全な財政運営となっています。

【実質公債費比率と将来負担比率の推移】



(出典:決算カード)

※実質公債費比率:借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされています。

※将来負担比率:地方公共団体の一般会計の市債(借入金)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。将来負担比率の早期健全化基準は350%とされています。

### (3)市民意識

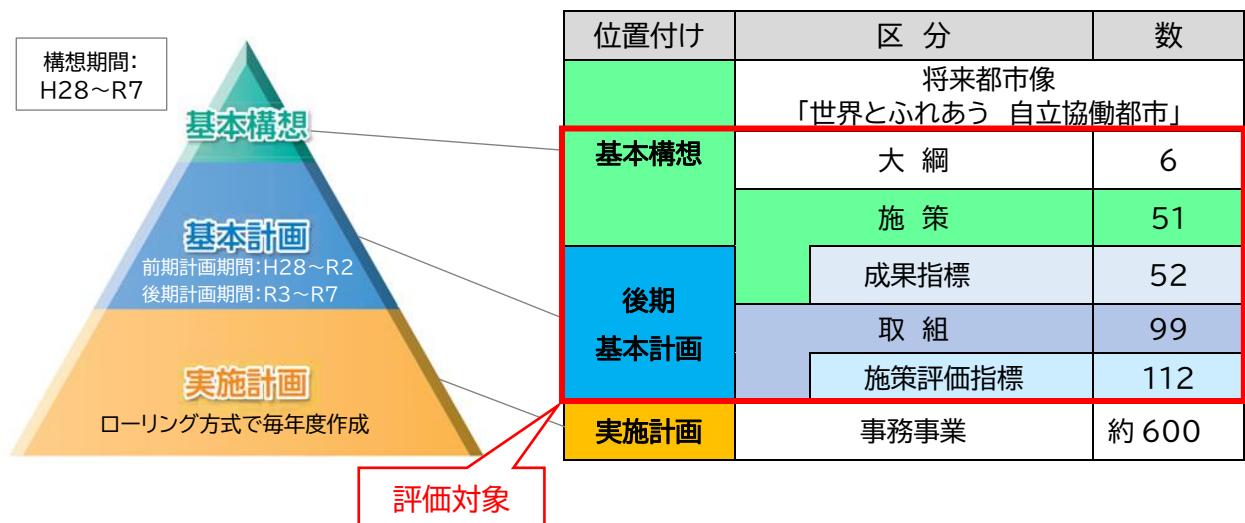
第4次総合計画の策定にあたっては、市民の意見を多角的に聴取する取組の一環として、日々の暮らしの満足度や将来のまちづくりに対する期待を把握することを目的に「まちづくり達成度調査(以下「市民アンケート」といいます。)」を実施し、その調査結果を第3次総合計画後期基本計画の評価に活かすとともに、第4次総合計画の基礎調査としました。

#### ①第3次総合計画後期基本計画の評価

これまでのまちづくりの成果と課題を検証するため、第3次総合計画後期基本計画の評価を行いました。

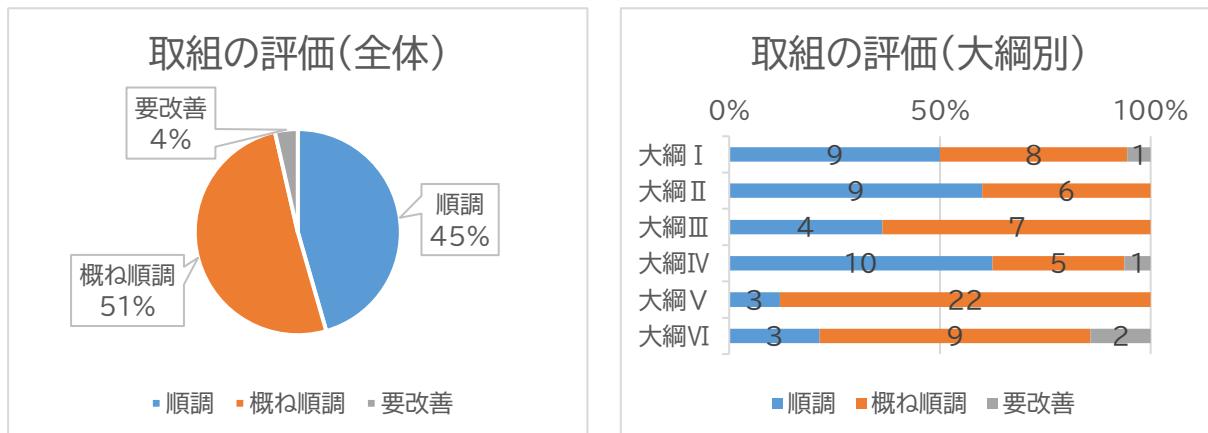
第3次総合計画では、基本構想において6つの「大綱」の下位に51の「施策」を位置付け、後期基本計画では各施策の実現のため99の「取組」を掲げています。

評価については、まず「取組」を評価し、その結果を基に「施策」、さらに「大綱」へと段階的に評価を行いました。



## 「順調」「概ね順調」に進んだ「99 の取組」

○後期基本計画に掲げた 99 の取組について、進捗状況を数値化した「施策評価指標」を基に以下の3段階の到達レベルで区分した結果、「順調」、「概ね順調」に取組が進んだという評価になりました。

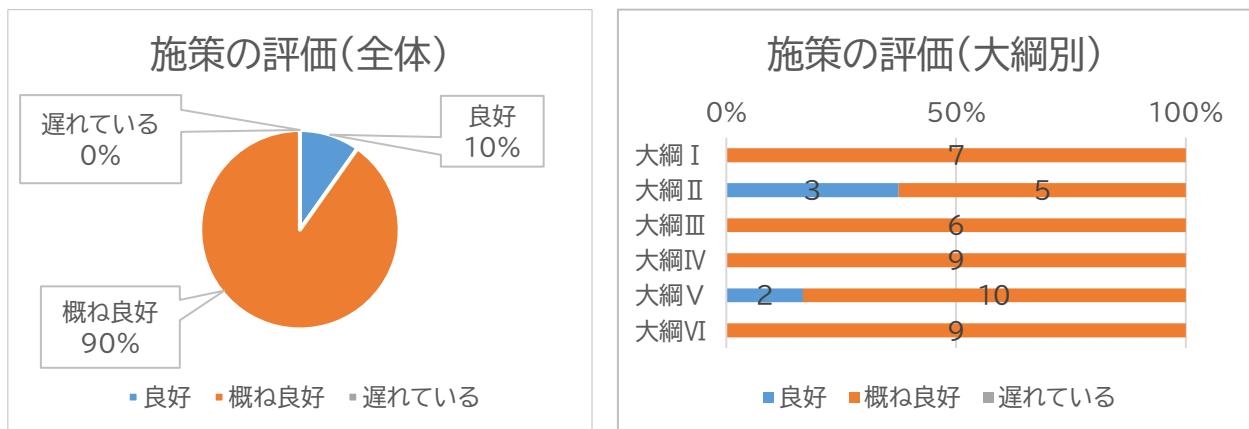


### 【取組の評価基準】

| 到達レベル | 説明   |
|-------|--|
| 順調    | ・施策評価指標の区分が「目標値を達成」もしくは「基準値より向上または維持」で構成され、計画通りに取組を推進しているもの  |
| 概ね順調  | ・施策評価指標の区分が「目標値を達成」もしくは「基準値より向上または維持」で構成され、概ね計画通りに取組を推進しているもの<br>・施策評価指標の区分に「基準値より下降」が含まれるが、概ね計画通りに取組を推進しているもの |
| 要改善   | ・施策評価指標の区分に「基準値より下降」が含まれ、計画より取組が遅れているもの  |

## 「概ね良好」に進んだ「51の施策」

○基本構想に基づく51の施策について、市民アンケートにより測定している市民満足度を数値化した「成果指標」及び取組の到達レベルを基に以下の3段階の評価で区分した結果、「概ね良好」に施策が進んだという評価になりました。



### 【施策の評価基準】

| 評価    | 説明   |
|-------|--|
| 良好    | ・成果指標が「目標値を達成」し、かつ取組の到達レベルが「概ね順調」以上のもの           |
| 概ね良好  | ・成果指標が「現状値以上目標値未満」以上のもの、または、取組の到達レベルが「概ね順調」以上のもの |
| 遅れている | ・成果指標が「現状値未満」であり、かつ取組の到達レベルが「要改善」のもの             |

## 「概ね進展」している「6の大綱」

○基本構想に基づく6つの大綱について、51の施策の評価を基に以下の3段階の評価で区分した結果、全ての大綱で「概ね進展」という評価になりました。

| 大綱別 | 大綱名                            | 大綱評価 |
|-----|--------------------------------|------|
| 大綱Ⅰ | 災害に強く安全安心に暮らせるまちづくり            | 概ね進展 |
| 大綱Ⅱ | 多様な産業が発展しにぎわいあふれるまちづくり         | 概ね進展 |
| 大綱Ⅲ | ともに支えあい末永く健やかに暮らせるまちづくり        | 概ね進展 |
| 大綱Ⅳ | 子どもたちがのびのびと成長し豊かな人間性が育まれるまちづくり | 概ね進展 |
| 大綱Ⅴ | やすらぎと潤いにあふれ快適に暮らせるまちづくり        | 概ね進展 |
| 大綱Ⅵ | 市民とともに歩む人と人とがつながるまちづくり         | 概ね進展 |

### 【大綱の評価基準】

| 評 価  | 説 明  |
|------|--|
| 進展   | ・施策の評価が「良好」「概ね良好」で構成され、さらに「良好」が半数以上のもの     |
| 概ね進展 | ・施策の評価の半数以上が「良好」「概ね良好」で構成され、「良好」が半数に達しないもの |
| 停滞   | ・施策の評価の半数以上が「遅れている」のもの                     |

## ②第4次総合計画の基礎調査

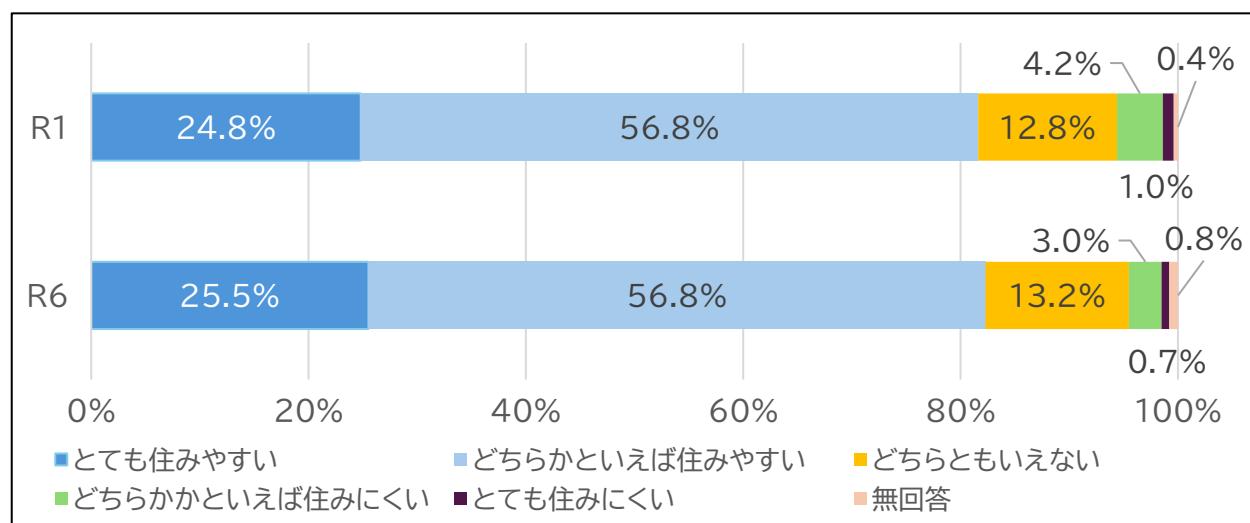
### ○住みやすさ、定住意向

住みやすさについては、「とても住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した方が 82.3%にのぼり、多くの方が本市の住みやすさに満足していることがうかがえます。

また、「ずっと今の場所に住み続けたい」または「できるだけ今の場所に住み続けたい」と回答した方が 84.7%に達し、多くの方が現在の居住地に愛着を持っていることがうかがえます。

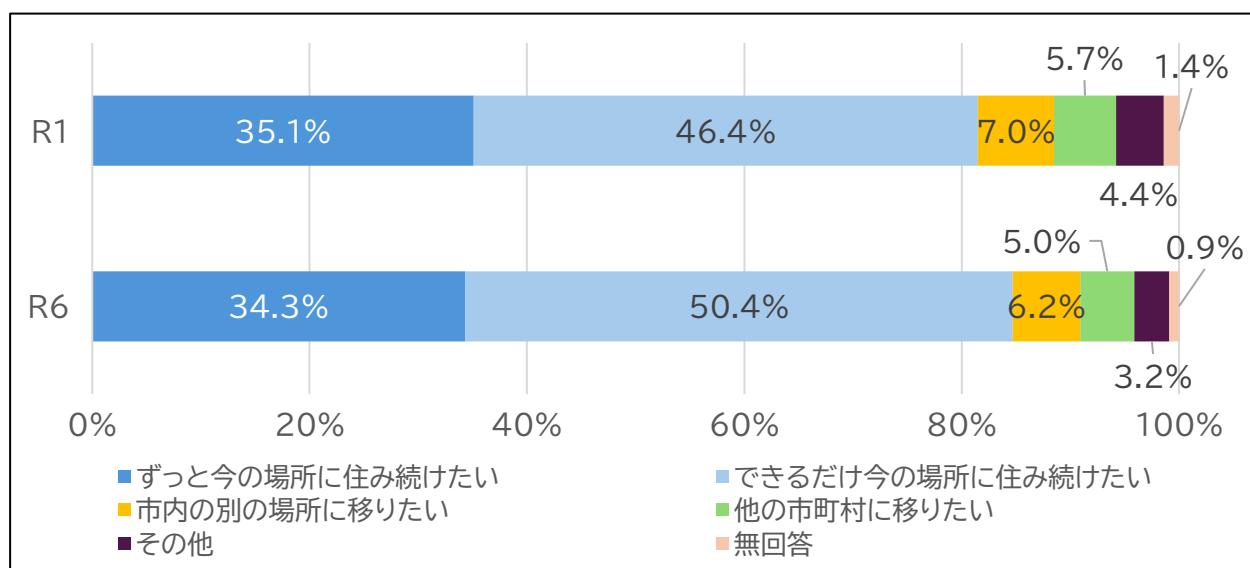
これらの結果は、第3次総合計画後期基本計画を策定した5年前と比べていずれもわずかに上昇しており、住みやすさや定住意向が引き続き高い水準で維持されていることが分かります。

【住みやすさに対する意向の推移】



(出典:まちづくりに関する市民意識調査(R6))

【定住に対する意向の推移】



(出典:まちづくりに関する市民意識調査(R6))

## ○市民が希望する重点分野

市民が今後力を入れて取り組むことを希望している分野については、「河川、雨水幹線の整備」が 15.7%と最も多く挙げられたほか、「防災対策(防災力の強化・防災基盤の整備)」も 14.4%と高い割合を占めており、多くの市民が災害に強い、安全・安心なまちづくりを求めていることが確認できます。

次いで、「子育て支援」(13.9%)、「高齢者支援」(13.3%)、「道路の整備(身近な生活道)」(13.0%)といった、日常生活に密接に関わる分野への関心も高いことがうかがえます。

|                                    | 総数  | 1276  | 100.0% |
|------------------------------------|-----|-------|--------|
| 河川、雨水幹線の整備(冠水被害対策について)             | 200 | 15.7% |        |
| 防災対策(防災力の強化・防災基盤の整備)について           | 184 | 14.4% |        |
| 子育て支援について                          | 178 | 13.9% |        |
| 高齢者支援について                          | 170 | 13.3% |        |
| 道路の整備について(身近な生活道)                  | 166 | 13.0% |        |
| 防犯対策について                           | 145 | 11.4% |        |
| 公共交通機関(バスや鉄道等)について                 | 110 | 8.6%  |        |
| 交通安全対策について                         | 99  | 7.8%  |        |
| 企業誘致と雇用の創出について                     | 94  | 7.4%  |        |
| 観光振興について                           | 91  | 7.1%  |        |
| 下水道の整備について                         | 89  | 7.0%  |        |
| 教育環境について                           | 87  | 6.8%  |        |
| 商業振興について                           | 83  | 6.5%  |        |
| 道路の整備について(市内を回遊するための交通網形成を含めた道路整備) | 66  | 5.2%  |        |
| 保健医療体制や各種予防対策について                  | 63  | 4.9%  |        |
| 産業の活性化について                         | 63  | 4.9%  |        |
| 消防・救急体制について                        | 58  | 4.5%  |        |
| 良好な住環境の整備について                      | 57  | 4.5%  |        |
| 農業振興について                           | 52  | 4.1%  |        |
| 地域福祉(近所での見守り活動等による地域での助け合い等)について   | 51  | 4.0%  |        |
| 公園・緑地の整備について                       | 51  | 4.0%  |        |
| 生涯学習環境(図書館、コミュニティセンター等)について        | 47  | 3.7%  |        |
| 生活困窮者支援について                        | 43  | 3.4%  |        |
| ごみ処理対策やリサイクルの推進について                | 43  | 3.4%  |        |
| 芸術・文化振興について                        | 42  | 3.3%  |        |
| 安全安心な水の安定供給について                    | 40  | 3.1%  |        |
| 障害者支援について                          | 35  | 2.7%  |        |
| 効率的な市役所の運営について                     | 35  | 2.7%  |        |
| 市の魅力発信による交流の促進について                 | 23  | 1.8%  |        |
| 自治会等の地域コミュニティ活動の推進について             | 22  | 1.7%  |        |
| スポーツ振興について                         | 19  | 1.5%  |        |
| 青少年の健全育成について                       | 18  | 1.4%  |        |
| 市へ意見を言える機会について                     | 18  | 1.4%  |        |
| 水産業振興について                          | 16  | 1.3%  |        |
| 市政情報の発信について                        | 6   | 0.5%  |        |
| 環境保全対策について                         | 5   | 0.4%  |        |
| 男女共同参画の推進について                      | 4   | 0.3%  |        |

※複数回答可の設問であるため、回答数の合計は回答者数とは一致しません。

(出典:まちづくりに関する市民意識調査(R6))

## 第2編 市民とともに歩んだ“将来都市像” の策定プロセス

## 1 将来都市像の策定に向けた歩み

日本全体における少子高齢化と人口減少は不可逆的な流れとなっており、労働力の低下や地域の担い手不足が懸念されています。加えて、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、社会のニーズや課題も多様化・複雑化しています。本市においても、今後、総人口及び生産年齢人口が本格的な減少局面を迎えることが見込まれるほか、社会の変化に伴い市民ニーズや地域課題が一層多様化・複雑化していくことが予想されています。

第4次総合計画は、このような時代の変革期において策定したものであり、将来の人口減少を見据えつつ、これまで育んできた「協働のまちづくり」を一層発展させ、将来にわたって賑わいと活力を維持できる持続可能なまちづくりを目指すものとしました。

そのため、「このまちの未来を自分たちでつくる」という共感と主体性を高められるよう、計画策定の初期段階からさまざまな市民参画の機会を設け、若者から高齢者まで多様な市民とともに将来のまちの姿や暮らし方を検討するとともに、これまでのまちづくりの成果や地域特性を踏まえた行政として目指すまちの姿を検討しました。

このように、2つの視点から将来都市像を検討し、市民視点の『理想の暮らしの姿』と行政視点の『目指すまちの姿』を掛け合わせて将来都市像を策定しました。

### 市民参画型の取組

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 令和6年8月     | :総合計画キックオフイベント                  |
| 令和6年9月～12月 | :ひたちなか未来デザイン会議(全5回)             |
| 令和7年1月     | :ひたちなか未来デザイン会議～nextステージ～(全3回)   |
| 令和7年5月     | :ひたちなか未来デザイン会議～多分野連携セッション～(全2回) |

## 2 市民視点の『理想の暮らしの姿』

「ひたちなか未来デザイン会議(以下「未来デザイン会議」といいます。)」を通して、幅広い世代の市民から意見を聴いた結果、市民が理想とする暮らしは人それぞれに異なり、多様でした。

続けて開催した「ひたちなか未来デザイン会議～nextステージ～」では、未来デザイン会議で寄せられた多様な意見を整理し対話を重ねるなかで、市民が理想とする暮らしの共通点として、「安心」「つながり」「学び/成長」「活躍」という4つの要素(以下「4大要素」といいます。)を求める傾向が高いことが導き出されました。

### ○理想とする暮らしの姿 … 「安心」

市民が理想とする暮らしは、災害や犯罪、病気、経済的不安、孤立といったさまざまな不安から

解放され、安心を感じながら日々を過ごせる暮らしです。

防災・防犯に対する備えや医療・福祉の充実、雇用や収入の安定、そして人や地域とのつながりを通じた孤立の防止など、状況や立場に応じた多様な安心が求められています。

#### 【市民の声】

- ・日々の生活に不安を感じることがない暮らし
- ・誰もが取り残されない暮らし

#### ○理想とする暮らしの姿 … 「つながり」

市民が理想とする暮らしは、市民 1 人ひとりが必要な情報や人と適切につながることで、安心して暮らしたり、新たな挑戦に踏み出したりできるとともに、思いがけない出会いや交流を通じて新たな発見や可能性が広がっていく暮らしです。

必要な情報や人の適切なつながりや思いがけないつながり、さらには、普段の挨拶を交わす程度の関係や、困った時には助け合える関係など多様なつながりが求められています。

#### 【市民の声】

- ・必要なこと、欲しい情報とつながれる暮らし
- ・さまざまな深度のつながりを状況や場面に応じて選択できる暮らし

#### ○理想とする暮らしの姿 … 「学び/成長」

市民が理想とする暮らしは、市民 1 人ひとりが年齢や立場に関わらず、学び続け、成長を重ねていける暮らしです。

自らの関心や目標に応じて学べる機会に加え、新たな発見や異なる価値観に触れる体験、そして誰かとともに進める協働的な学びなど、多様な学びの機会や形が求められています。

#### 【市民の声】

- ・大人も子どもも、学び、成長することができる暮らし
- ・さまざまな価値観や文化を学び、それぞれの個性を尊重できる暮らし

#### ○理想とする暮らしの姿 … 「活躍」

市民が理想とする暮らしは、市民 1 人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かし、仕事や地域、趣味など、さまざまな場面で自分らしく活躍することができる暮らしです。

年齢や能力に関わらず、生きがいや充実感を得られる多様な活躍の機会が求められています。

### 【市民の声】

- ・生涯を通じてそれぞれの役割を持ち、活躍できる暮らし
- ・「やりたい！」にチャレンジできる暮らし

理想の暮らしの姿について、これらの市民参画の取組で得られた代表的な市民の声とともに紹介していますが、4大要素の内容は幅広く、例えば子育て世代が求める「安心」は、安定した収入や子育て支援、ワークライフバランスなどが挙げられ、高齢者世代が求める「安心」は、医療・介護の充実や地域コミュニティの支え合い、孤立しない環境などが挙げられており、個人の価値観やライフステージによって異なります。

さらに、4大要素の重視バランスには差があり、4つの要素をバランスよく大切にする人もいれば、特定の要素を重視する人もいます。また、同じ人であっても、進学、就職、子育て、退職などライフステージの変化に応じて、重視バランスが変わっていくことも考えられます。

これらのこと踏まえ、市では、市民が理想とする暮らしは、市民1人ひとりが価値観や状況に応じて、思いおもいのバランスで4大要素を組み合わせることで、自分らしい暮らしを設計できることと捉え、市民視点の「理想の暮らしの姿」を『暮らしをデザインできるまち』と定めました。

ここでいう「デザインできる」とは、「自分の価値観やライフステージにあわせて主体的な暮らし方を自分でつくり上げていけること」を意味しています。理想の暮らしに近づくため、さまざまつながりを活かして暮らしを充実させ、新しい仕組みや場などを生み出しながら、自分らしい暮らしを形づくっていくことができる——。こうした自由で柔軟な暮らし方を、「暮らしをデザインできる」と表現しています。これは「市民がまちづくりの主役である」というひたちなか市の基本理念とも一致していると考えています。

## 3 行政視点の『目指すまちの姿』

第3次総合計画においては、将来都市像の実現に向け、安全・安心、産業、福祉、子育て・教育、都市・生活環境、市民交流という6つの分野ごとに体系化した施策を通じて、前期基本計画では仕事と住まいが一体となった「職住近接のまちづくり」に取り組みました。さらに、後期基本計画では「育（子育て・教育）」の視点を加えた「職住育近接のまちづくり」に取り組みました。その結果、「令和7年度に人口15万人を維持する」という目標を達成するなど、一定の成果を挙げることができまし

た。

第4次総合計画の策定に向けた基礎調査として実施した市民アンケートにおいても、「とても住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した方が 82.3%、「今の場所に住み続けたい」と回答した方が 84.7%に達し、多くの方が本市の住みやすさを評価し、継続的に居住する意向を持っていることが示されました。こうした結果からも、これまでのまちづくりが着実に実を結んでいることが確認できました。

一方で、市民アンケートでは、「子育て支援」や「高齢者支援」など、人生のあらゆるステージに対応した福祉の充実を求める声も多数寄せられました。

こうした定量的な調査結果に加え、未来デザイン会議においては、豊かな自然環境と都市的な利便性を併せ持ち、工業・農業・水産業に加え、サービス業や観光業といった多様な産業が共存する本市の地域特性を活かした、バランスのとれたまちづくりが支持され、継続とさらなる発展を期待する声が多数寄せられました。

今後、高齢化や価値観の多様化、グローバル化が進展するなか、本市においても幅広い世代や多様な価値観、文化的背景を持つ人々がともに暮らし、働く機会がますます増えていくことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、第 4 次総合計画では、これまでのまちづくりの成果と地域特性を基盤に、子育て・教育に福祉全般を含めた「育」と「職」「住」の環境をバランスよく整え、人口が減少するなかにあっても、多くの方から暮らしのさまざまな場面で選ばれ、賑わいや活力を維持できる持続可能なまちづくりを目指します。

さらに、その実現に向けては、これまで推進してきた市民や法人、団体など、まちづくりの多様な主体と適切に役割分担をしながら連携する「協働」のまちづくりに加え、多様な主体が対等な関係のなかで対話を重ねながら、新たな価値を一緒に創り出す「共創」のまちづくりを推進していきます。

市では、このようなまちづくりを新たな方針とし、行政視点の「目指すまちの姿」を『職住育共創のまち』と定めました。

## 第3編 基本構想

## 1 将来都市像

基本構想は令和8年度から令和 15 年度までの8年間を構想期間とし、目標年度である令和 15 年度に実現を目指す将来都市像については、まちで暮らす市民の視点とまちづくりを担う行政の視点の両面から策定しました。

市民が思い描く「理想の暮らしの姿」と行政が政策的な観点から構想した「目指すまちの姿」を掛け合わせることで、理想と実現可能性・持続性のバランスが取れた将来都市像を目指します。

### 将来都市像：『暮らしをデザインできる、職住育共創のまち』

市民視点の「理想の暮らしの姿」

『暮らしをデザインできるまち』

行政視点の「目指すまちの姿」

『職住育共創のまち』

将来都市像は、単なる理念にとどまらず、市民の「共感」を呼び、行政の「行動」を方向づける、まちづくりの原動力となるものです。

## 2 まちづくりの基本的な考え方

将来都市像として掲げた『暮らしをデザインできる、職住育共創のまち』の実現に向けて、変化の激しい時代においても着実にまちづくりを推進していくために、時代の潮流や市の概況、さらには市民意識を踏まえ、これからのかまちづくり全般に通底する 4 つの『まちづくりの基本的な考え方』を基本構想に位置付けます。

### ■「価値をつなぐまちづくり」

本市は、平成6年 11 月に勝田市と那珂湊市が合併して誕生し、その後の歩みのなかで、平成 7 年に市民同士の連帯と協調を図るため、市民公募を経て「ひたちなか市市民憲章」を、平成 22 年には市民参画と協働の仕組みを整えるため、市民が素案を手がけた「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例(以下「まちづくり基本条例」といいます。)」を制定しました。

・まちづくりにあたっては、最上位計画として3次にわたって総合計画を策定し、時代にあわせた継続性のあるまちづくりを推進してきました。令和3年度を始期とする第3次総合計画後期基本計画では、「シビックプライド（まちへの誇りや愛着）」を高めるまちづくりを掲げ、シビックプライドの醸成を図るため「ひとが咲くまち。ひたちなか」というキャッチコピーとロゴマークを作成しました。令和6年度、市誕生 30 周年の節目には、多様な記念事業を通じて、多くの市民に「ひとが咲くまち。ひたちなか」が浸透しました。

「価値をつなぐまちづくり」とは、これまでのまちづくりを検証し、市民憲章やまちづくり基本条例、シビックプライドといった、本市ならではの価値を、時代にあわせてアップデートしながら、まちづくりの礎として活かしていくこうとするものです。そして、市誕生 30 周年を契機に多くの市民に浸透した「ひとが咲くまち。ひたちなか」を市民の思いを結びつける共通の言葉として継続して使用し、まちづくりを推進していくこうとするものです。

### ■「未来につづくまちづくり」

- ・本市が考えるまちづくりのあるべき姿とは、現在視点に基づく価値観と、未来視点に基づく価値観が必ずしも一致するとは限らないことも踏まえ、現在と未来の2つの視点を持ちつつ、バランスを取りながら最適な判断を積み重ねていくまちづくりです。このような考え方は、近年の社会全体の潮流であるサステナビリティや SDGs とも重なります。
- ・本市には先人たちから受け継がれてきた貴重な自然や文化資源が数多く存在します。これらの本質的な価値を損なうことなく次の世代へ継承していく視点が重要であり、そのうえで地域の魅力として発信しまちの活力へとつなげていくことが求められます。また、社会保障費や公共施設の維持管理・更新費の増大が懸念されるなか、将来に負担を残さないよう、持続可能なまちをつくる視点が重要です。

「未来につづくまちづくり」とは、現在と未来の2つの視点を持ち、先人から受け継いだ自然や文化資源などを守り活かしながら、次世代に継承していくこうとするものです。また、社会保障費や公共施設の維持管理・更新費など将来の負担を見据え、持続可能な仕組みを築くことで、現在と未来の世代がともに希望を持って暮らせるまちを実現しようとするものです。

### ■「変化をのりこなすまちづくり」

- ・近年、少子高齢化や人口減少、パンデミック、気候変動、急速な技術革新など、生活全般に影響を及ぼすさまざまな変化が同時に進行し、本市を取り巻く環境は複雑に変化しています。とりわけ、

新型コロナウイルス感染症の流行によって、地域活動のあり方や人とのつながり方は大きく変容しましたが、市では、そうした変化に柔軟に対応しながら、新しい形で活動やつながりを維持していく経験を積み重ねてきました。

- ・生成 AI などデジタル技術の革新は、情報の信頼性や倫理面に課題がある一方で、市民の暮らしの質の向上や地域課題の解決に資する新たな手段として、大きな可能性を秘めています。

「変化をのりこなすまちづくり」とは、パンデミックや気候変動など、生活全般に影響を及ぼす複雑な変化に対して、これまで培った経験を活かし柔軟に対応しつつ、デジタル技術をはじめとする技術革新の利便性とリスクを見極めながら積極的に活用し、暮らしの質の向上やまちの成長へつなげていこうとするものです。

### ■「ともにつくるまちづくり」

- ・本市では、かねてより自治組織や市民団体などを中心に多様で自主的な活動が活発に行われてきました。まちづくり基本条例を契機に、市民のまちづくりへの参画がより一層活発になり、高い市民力を活かした協働のまちづくりを推進してきました。
- ・少子高齢化や人口減少の進行により地域の担い手が減少するなか、価値観やライフスタイルの多様化、外国人人口の増加に伴い、市民ニーズや地域課題は多様化・複雑化しています。このようななか、本市では市民や法人、団体など、まちづくりの多様な主体が行政とともにまちの課題を解決し、新たな価値を創出する動きが広がっています。

「ともにつくるまちづくり」とは、市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化するなか、行政や市民、法人、団体など、さまざまなまちづくりの主体が、それぞれの特性や強みを活かした個の力と協働・共創の力を発揮して、地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組み、自分らしく暮らせるまちを、ともに目指していこうとするものです。

## 3 土地利用の考え方

目指すべき将来都市像に即した均衡ある都市の形成を図るため、本市の豊かな自然環境と地域特性を生かした適正かつ合理的な土地利用を基本とします。良好な生活環境を確保するため、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図り、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用が調和するよう取り組みます。

国や県とともに整備を進め、さらなる発展が期待できるひたちなか地区については、未利用地の

利活用について主体性を持って検討を進め、郷土の発展につながる、自然環境との共生が可能な潤いとゆとりのある土地利用を促進します。

土地利用に関する各個別分野については、関連する各個別計画に具体的な事項を定め、適切な土地利用を図ります。

### ○都市的 土地利用

市街化区域については、環境の保全と自然との調和に配慮しながら、市のまちづくり計画と市街化の進展状況に応じた機能的で秩序ある土地利用を推進します。

住居系地域については、安全で快適な潤いのある生活環境を確保するため、市民生活の利便性を高める基幹となる道路の整備や雨水排水対策などを進めるとともに、土地区画整理事業の施行や地区計画制度の活用などにより、秩序ある市街地環境の形成に努めます。

商業系地域については、勝田駅周辺地区における商業機能の集積や、居心地が良く歩きたくなる「人」中心の空間を形成し、にぎわいの創出を図るとともに、佐和駅及び那珂湊駅を中心とする地区並びにひたちなか地区への商業・業務機能の誘導に努めます。

工業系地域については、企業の安定的な経営や新たな立地を促進するため、道路、公共下水道などの基盤整備を進め、利便性の向上を図ります。また、周辺環境との調和を保つため、地域の実情に応じた緑化を促進することで、持続可能な工業環境の形成に努めます。

### ○農業的 土地利用

農業の健全な発展を図るため、優良農地の保全に努め、持続的に利用可能な環境を整備します。こうした保全の積み重ねにより、良好な景観形成や気候緩和など、農地の有する多面的な機能の有効活用につなげます。

また、国の方針を踏まえ、土地改良事業などの基盤整備により、農地の集積・集約や耕作放棄地の解消に努めます。

### ○自然的 土地利用

良好な環境や景観を形成している海岸地域や台地縁辺部の斜面緑地、河川、ため池などについては、市民とともに保全・整備に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーションの場としての活用を図ります。